

不妊治療費等助成事業のご案内

村では、不妊治療を受けている方の治療費や交通費等の経済的負担を軽減するため、不妊治療費等助成事業を実施します（助成費用の一部は、北海道から補助金を受けています。）。

事業の内容は、次のとおりです。不明な点等がある場合は、役場保健医療課までお問合せ願います。

◆ 対象となる治療

医療保険適用の不妊治療と併せて実施した医療保険適用外の厚生労働大臣が定める先進医療が対象です（先進医療を単独で実施した場合は対象となりません。）。

北海道内で実施されている対象となる先進医療は、令和5年12月1日現在で以下のとおりです。

治療の種類	
1	子宮内膜刺激術（SEET法）
2	タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
3	二段階胚移植法
4	子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ）
5	ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI）
6	子宮内膜受容能検査1（ERA）
7	子宮内細菌叢検査1（EMMA/ALICE）
8	子宮内細菌叢検査2（子宮内フローラ検査）
9	子宮内膜受容能検査2（子宮内膜受容期検査）（ERpeak）
10	強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術（IMSI）
11	膜構造を用いた生理学的精子選択術（Zymot）

◆ 対象となる方及び助成回数の上限

◎対象となる方

- ・ 医療保険適用の不妊治療と併せて実施した先進医療について、その医療の実施機関として厚生労働省に届出を行っている又は、承認されている医療機関で治療された方
- ・ 不妊治療の開始日が令和5年4月1日以降であること
- ・ 不妊治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること
- ・ 申請日に夫婦のいずれかが留寿都村に住所を有する方
- ・ 婚姻（事実婚を含む）している夫婦

※治療を中止した場合も対象となります。

◎助成回数

妻の不妊治療開始日時点の年齢に応じて、助成回数が変わります。

また、助成の回数は夫の治療回数も含まれます。

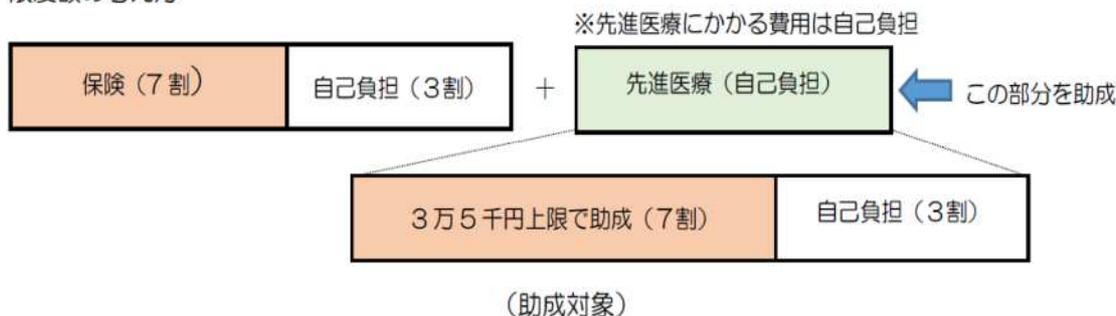
40歳未満	1子ごと6回まで
43歳未満	1子ごと3回まで
43歳以上	対象外

◆ 助成の内容

◎治療費

- ・医療保険適用の不妊治療と併せて実施した先進医療にかかった自己負担額の7割（3万5千円を上限）を助成します。

限度額の考え方



◎交通費

- ・自宅から医療機関までの距離に応じ、以下の表の額を助成します。ただし、最寄りの検査又は治療が可能な医療機関と自宅との距離を基準とします。
- ・1回の不妊治療（検査等も含む）において5回まで助成します。

距離区分（自宅から医療機関までの距離）	助成金額（往復）
50 kmを超えて75 kmまで	2,450円
75 kmを超えて100 kmまで	3,200円

◆ 申請に必要な書類

- ① 留寿都村不妊治療費助成事業申請書
- ② 不妊治療費等助成事業受診等証明書
- ③ 対象となる医療費の領収書及び診療明細
- ④ 振込口座の通帳またはキャッシュカード
- ⑤ 戸籍謄本（夫婦どちらか一方が他市町村に住所を有している場合及び事実上の婚姻関係にある場合は必要となります。）
- ⑥ 事実婚関係に関する申立書（該当者のみ）

◆ 問合せ先

留寿都村役場保健医療課（電話：0136-46-3131）

◆ 北海道では不妊・不育に関する相談をお受けしています。

◎不妊専門相談センター

医師が不妊症や不育症に関する専門的な相談に応じています。

旭川医科大学病院産婦人科（電話：0166-568-2568） 面接（予約制）・電話相談〈毎週火曜日〉

◎女性の健康サポートセンター

保健師等が女性のライフサイクルに応じた様々な悩みや不安に対して、広く相談を受けています。

全道26か所の各道立保健所 面接（予約制）・電話相談

倶知安保健所（電話：0136-23-1914）